

PPWR付属書Ⅶ 適合性評価手順：抜粋（仮訳）	補足説明
2.以下の内容の技術文書の作成 (a) 包装およびその使用目的の一般的な説明 (b) 設計の概念、設計図面、部品材料 (c) 上記 (b)の設計、図面、包装の取り扱いの説明 (d) 以下の情報を掲載したリスト i. 第36条で言及されている統合規格（harmonised standards）で適用したもの ii. 第37条で言及されている共通仕様（common specifications）で適用したもの iii. 測定・計算用途で使用したその他の技術に関する仕様 iv. 統合規格・共通仕様を部分的に適用した場合、適用した部分の説明 v. 統合規格・共通仕様を適用していない場合、第5～12条の要件を満たすために採用した代替策の説明 (e) 第6条（リサイクル可能な包装）、第10条（包装の最小化）、第11条（再利用可能な包装）の評価をどのように実施したかの定性的な説明 (f) 試験報告 (f)は必須ではない。リスクに基づくアプローチ	➢ (a)～(c)は、全ての包装に共通して求められる必須記載事項であり、技術文書に必ず含める必要がある。 ➢ (d)i.PPWRの統合規格は現時点では策定されていない。 ➢ (d)ii.既存の規格、CEN報告書、試験機関の試験方法、サプライヤーの仕様書、または社内技術仕様書などを参照・記載することが考えられる。 ➢ (e)2025年2月11日より適用開始されている第11条（再利用可能な包装）のみ適用開始。第6条、10条は2030年より適用開始予定。 ➢ (f)全ての場合において自動的に要求されるものではない。製造事業者は、適合性を裏付ける技術文書が十分である場合には、第16条に基づくサプライヤーからの情報に依拠することができる（図2参照）
PPWR付属書Ⅷ EU適合宣言書のモデル構造：抜粋（仮訳）	
1. No. …（包装の固有識別番号） 2. 製造事業者（および該当する場合は認定代理人）の名前、住所 3. 宣言「この適合宣言は、製造事業者の単独責任の下、発行される」 4. 宣言の対象となる包装の説明 5. 宣言「上記4で特定された包装は、関連するEU統合法令の要件に適合している」 6. 適用した統合規格・共通仕様の言及、あるいは他の技術仕様の言及 7. （該当する場合）通知機関が発行する証明書に関する説明 8. 署名者（場所・日付、名前・役職、署名）	➢ DoCは包装の構成部材ごとではなく、包装単位（packaging unit）ごとに作成（付属書Ⅶ、4、FAQ、Q5、p41）。 ➢ 製造事業者の定義には、所在国は含まれない。包装の設計や仕様の決定権限、ブランドの所有により判断される。このため、日本など第三国の事業者が製造事業者としてDoCの作成責任を負う場合もある。この場合、EU域内の輸入事業者はその内容を確認し、写しを保管する義務を負う（第18条2、7項）。

出所：ケラーアンドヘックマン弁護士事務所の資料を基にジェトロ作成